

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第二編 労働移動と失業

第三章 失業

第三節 農村の潜在的失業者

農村の潜在的失業者の調査とその数最的把握は、調査技術上の困難と、理論的に潜在失業の概念が明確に規定されていないために、これまでのところ十分に行われていない。この年の全国的調査としては、わずかに総理府統計局の労働力調査に附帯してなされた臨時質問によるものが発表されているだけで、その他は各府県別、町村別の部分的実態調査があるだけである。わが国の失業状態、産業予備軍の実態を明らかにする上には決定的に重要なこの方面の調査が不十分なばかりでなく、潜在失業の概念規定や調査方法の不統一・困乱のため、それらの調査結果の利用すら十分に行いがたい実情にある。次に右の総理府統計局の調査中潜在失業に関する部分と、長野県の実態調査の結果の概要を紹介しよう。

農林業従事者一五〇四万人中、転職希望者の数が八九万人(一九五三年三月現在)であったことは、すでに前節で記した通りであるが、転職希望者数が潜在失業者数と一致するものでないことは当然である。なぜなら、農業従事者の中でも、明らかに失業状態とみられる部分的就業状態と低所得の下にありながら、自己の失業状態を意識したり、積極的に転職を希望したりせぬものが存在するからである。そこで同じ調査の中でなされた農家の過剰労働力調査の結果をつぎに見よう。

第101表は農家の過剰労働力数を示すものであるが、これは主として農業労働の面でどの程度の従事者が過剰に存在しているかを調べた結果である。すなわち、平常の農業従事員中何人までぬけても現在の経営をつづけてゆけるかを「一人ぬけたら……」から順に、もはや経営の維持はできないと答えるまで人数を増して質問した結果をとりまとめたものである。表中の過剰労働力数の左側の数字は低目に見た数、右側のものは高目に見た数であるが、これによると全国で最低八五万から最高一五七万の過剰労働力が農家に潜在していることが明らかとなった。

しかし右のようにして把握された過剰労働力が、果して農村潜在失業者の数量をどの程度正確に反映するものかは疑問である。回答者がいかなる根拠にもとづいて、「一人ぬけてもやってゆける」と答えたか不明であるし、基準がないので主観的な判断によって回答したものが多と考えられるからである。しかし同時に行われた転職希望者の調査結果八九万人と、過剰労働力八五万～一五七万というこの数字を比較検討してみると、失業状態が深刻で、何とかして現在の農業より他に転業したいと積極的に望んでいるものが一〇〇万から一五〇万人存在しているという事実は、ここに明らかにされたものと思われる。これはいわゆる完全失業者の存在と共に、現に就業中の各種産業の労働者の労働条件に対し、きわめて大きな影響を与えているであろうことは疑うべくもない。

つぎに失業対策審議会が、一九五二年三月総理府「労働力調査」の臨時附帯調査として行われた

失業調査の結果を分析加工して、潜在失業状態につき報告しているの、それを紹介しよう。以下の記述は主として失業対策審議会「潜在失業に関する調査報告書(案)」一九五三年三月刊による。この報告では就業状態の類型を定めるため、就業時間、意識、所得の三要因をとりあげ、右の三要因により、就業者の三類型が区別されている。

(1)完全就業者——所得が標準以上であって、就業時間が過度でない者、および所得が標準以上であって就業時間が過度である者のうち、就業について不満足意識をもっていないもの。

(2)不完全就業者——所得が標準以下であって、就業について不満足意識をもっていない者、および所得が標準以上であって就業時間が過度である者のうち就業について不満足意識をもっている者。

(3)失業的不完全就業者——所得が標準以下であって、就業について不満足意識をもっている者。

ただし、右の三類型を規定する基準としてあげられた就業時間については、「業主又は家族従業者については、就業日数を正確に調査することができなかつたから標準を定めず」「就業時間の基準がきめられなかつたため、過度な就業という概念をあてはめることが出来なかつた」ために、業主と家族従事者をもって大半が構成されている農業就業者については、労働時間が基準とされなかつたのである。この点は本調査の大きな欠陥の一つで、折角就業度をもって就業状態を明らかにしようとしながら、農林業についてはほとんどそれを適用できず、結局、所得の水準を中心にして、就業意識をこれに加味し、就業状態を決定するという結果に終っている。さて業主および家族従業者の所得額は前年(一九五一年度)の税務署査定(更生決定額)によって決定し、また標準所得は二万五〇〇〇円と決定した。この額は厚生省「国民生活実態調査」の対象となっている世帯の内、生活保護法の適用を受けている事業経営世帯の平均一人当従業者の年収入額である。この収入額をもって標準とし、この標準に満たぬ就業者を不完全就業者および失業的不完全就業者とするのである。ただしこのばあい、就業に関する意識が考慮されて右の類型がきめられたことは前述の通りである。

右の三つの類型をもって、就業者を分類し推計したものが第102表失業実態に関する調査結果表である(本表は農林省統計調査部編「農林統計調査」第四卷第三号一九五四年三月一六頁より転用したものである)。すなわちこれによると、就業者総数三五六六万人中農林業は一四七二万人、このうち農林業完全就業者は七〇八万人、不完全就業者は四一一万人、失業的不完全就業者は一〇万人である。ここで完全就業者とは所得が標準(年二万五〇〇〇円)以上のものであり、不完全ならびに失業的不完全就業者とは、その標準以下のものである。この後二者の合計は四二一万人でありこれだけが生活保護を受けている従業者の収入すら得ていない農林業の就業者である、という事が明らかとなった。さらに本表のうち「その他」の農林業就業者が三四七万人も計上されているが、これは所得不詳その他の理由で、以上の三類型に分類されなかつた者であり、これらの者の中にも実際はかなり多数の不完全就業者や失業的不完全就業者が存在するはずである。仮にこの「その他」の半ばが不完全就業者とすると、農林業では約六〇〇万人の不完全就業者が存在することになる。すなわちこれらは、生活保護を受けている業主、家族従事者以下の収入しか得ていない従事者ということになる。これが農山漁村の潜在失業者数である、と断定することは勿論できないであろうが、少なくとも全国の農山漁村には、所得水準のきわめて低い労働力人口が六〇〇万人前後存在しているという事実は右の調査によって明らかとなったたのである。

つぎに長野県三七八町村の一反歩以上耕作の全農家について行われた余剰労働力実態調査の結果を見よう(長野県経済部・社会部・農業委員会長野県協議会「農村における余剰労働力の実態

調査」一九五三年八月刊。本調査は五三年二月一日現在で、農業従事者中他に適当な職があれば就業しても差支えないと思われる者の就業希望を農民に問合わせたもので、対象となった農家は二〇万九五九五戸、うち専業農家六五%、兼業農家三五%である。

第103表業態別性別就業希望者数によれば、自家をぬけて他に就職しても自家農業経営上何の支障もない者で就職を希望する者の数は三万三六三一人で、これは農家人口に対して二・八%、農業従事者に対しては六・二%に相当している。右の比率は、専業農家より兼業農家の方が高くなっている。兼業農家は、現在でもその家族労働力を商品化して商工業賃労働を兼ねている者が多いのであるが、その上になお専業農家以上に、賃労働の機会を望んでいることがこれによって明らかにされている。またこれを性別にみると、就職希望者の六八%は男子、三二%は女子で、結局兼業農家の男子の中に、自家農業を去って他に就業を希望している者の多いことを示している。

つぎに右の就職希望者を農家の経営規模別にみると第104表の通りである。これで見ると、専業農家の就職希望者は五反一町層が一万〇七一五人で過半数をしめ、五反未満層と一町以上層はほぼ同数である。兼業農家ではこれに反し、五反未満層が七三五二人で過半数をしめ、これについて五反一町層、一町以上層の順となっている。専業全体を階層別にみると、耕作面積の小さい農家ほど就職希望者の農業従事者に対する割合が高く、その大きな農家ほど割合が低いという傾向がみとめられる。

第105表は就職希望者のうち、一時的な季節的就職希望をのぞく年間の就職希望者数を表示するものであるが、年間の就職希望者は総数一万七六八二人で、これは就職希望者総数の五三%に相当している。就職希望先を県内、県外にわけて見ると、年間就業希望者の八七%は県内、一三%は県外でのエンプロイメントを求めていることが判明した。そして県内での就職希望先は、事務員、工場労働者としての就業が多く、県外希望は労働者としての就業をのぞむものが多い。同報告はこの傾向より、「これは農家の二、三男の多くが農業を離れて都市の会社、工場等に生活の基盤を開拓しようとする現われでもあると看取されよう」と結論を下している(前掲報告書一六頁)。また年間就職希望者を農家の経営規模別に観察すると、専業農家では中層農家にもっとも多く、これについて下層農家、上層農家となっている。兼業農家では下層農家が過半数をしめ、これにつぐものは中層農家であり、上層はもっと少ない。なお農業従事者に対する年間就職希望者の割合は専業農家ともに経営規模の小さいものほど多く、経営規模の大きいものほどその割合が少なくなっている。

つぎに年間就職希望者と年齢との関係を見ると、二〇才未満のものが全体の四九%をしめ、二一才―二五才が三〇%、それ以上の二六才―三〇才―〇%、三一才以上一%となっており、二五才以下のものが圧倒的な多数をしめているのである。これは男女ともにほぼ同様の比率をしめしており、ただ二〇才未満のものでは、とくに女子の就職希望者の比率が高く(六二%)これに反し年齢が高まるほど女子の割合が減少しているという傾向がみとめられる。

農閑期等を利用する季節的就職希望者の人数は一万五九四九人で、就職希望者総数の四七%に当たっているが、これを業態別男女別にみると次の通りである。すなわち専業農家一万〇五一人(六六%)、兼業農家五四三八人(三四%)で、専業農家の方が著しく多い、右のうち男子は一万一五五四人(七二%)、女子は四三九五五人(二八%)で、年間就職希望者のばあいには女子の割合が非常にすくなくなっている。なおこれを農業従事者に対する割合において比較してみると、男女いずれも兼業農家からの季節的就職希望者が専業農家のそれより多数である。経営規模別に観察すると、専業農家では中層農家が過半をしめ、上下層がそれぞれ同数であり、兼業農家では下層農家が過半をしめ、ついで中層農家、上層農家の順となっている。

右の長野県の調査は、最初に紹介した労働力調査附帯質問における過剰労働力調査の方法に、就職希望調査を加え「農業をぬけても差支えない者で他に就職を希望する者」の数量と状態を把握せんとしたもので、これをもって直ちに農村潜在失業者の測定となすことはできないが、その一側面を明らかにするものといえよう。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
